

諮問庁：特許庁長官

諮問日：令和元年12月13日（令和元年（行情）諮問第428号）

答申日：令和2年6月2日（令和2年度（行情）答申第58号）

事件名：パトリスサービスに関して特定会社の入札から受注に至る過程に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成13年特定月日付けで「特定法人Bの一部民営化」により、パトリスサービスが特定法人Bから特定会社Cに変わった頃、パトリスサービスが入札により特定会社X又は特定会社Yが受注するようになったが、この特定会社X又は特定会社Yが受注するまでの入札から受注に至る過程に関する文書（例えば、会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書等）。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月8日付け20180509特許12により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

原処分は不当である。パトリスサービスは、特許庁の特許情報提供システムとして昭和53年から一貫して民間に提供されてきた世界最大の特許情報提供システムである。このような大規模かつ公益的な特許情報提供システムの受注先変更は、国策の変更として特許庁も把握しているはずである。したがって、受注先決定に特許庁も深く関与しているはずである。

よって、原処分を取り消すとともに更なる資料を開示すべきである旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分及びその理由

本件対象文書の開示請求に対し、処分庁は、平成30年6月8日付けで、本件対象文書は作成又は取得していないため、不存在であるとする不開示

決定（原処分）を行った。

2 審査請求人の主張についての検討

P A T O L I S（Patent On-Line Information System の略）（以下「パトリス」という。）とは、特定法人 A が昭和 53 年に開発した特許情報オンライン検索システムであり、その後、特定法人 A により機能改善が図られるとともに、昭和 60 年に特定法人 B に引き継がれ、平成 13 年に特定会社 C に譲渡されたものである。

上記のとおり、パトリスは特定法人 A が開発し、その後特定法人 B 等に引き継がれ、保有されていたシステムであって、特許庁において過去にパトリスを保有したという事実はなく、本件対象文書は存在しない。

3 結論

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であると考えられることから、本件審査請求は棄却することとしたい。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年 12 月 13 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 令和 2 年 5 月 12 日 審議
- ④ 同月 29 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 上記第 3 の 2 のとおり、特許庁において過去にパトリスを保有したという事実はない。なお、平成 13 年にパトリスを譲渡された特定会社 C は、その後、特定会社 D に名称変更し、パトリスは特定会社 D から特定会社 E に譲渡された。

イ 一方、本件開示請求は、平成 13 年特定月日頃に特定会社 X 又は特定会社 Y がパトリスサービスを受注するまでの入札から受注に至る過程に関し、特許庁において文書を作成又は取得していた場合、当該文書を求めるものと解すべき余地もあると考えられることから、念のため、特許庁内で特許情報の整備等を所管する担当部署の、当該受注の

前後の年度である，平成12年度以前及び平成13年度に作成又は取得した文書をつづった行政文書ファイルが登録されている平成13年度の行政文書ファイル管理簿並びに平成14年度の行政文書ファイル管理簿を確認したが，本件対象文書がつづられている可能性のあるファイルの存在は確認できなかった。また，当該部署において，書架・書庫及び共有フォルダ内の探索を行ったが，本件対象文書の存在は確認できなかった。

ウ 本件審査請求を受け，担当部署において，書架・書庫及び共有フォルダ内の探索を改めて行ったが，本件対象文書の存在は確認できなかった。

- (2) 当審査会事務局職員をして，特定法人Bのパトリスに係る事業部門以外の事業を承継し，その後，法人格を変更するも特定法人Bの後身として存続している特定法人F及び特定会社Eのウェブサイトに掲載されているパトリスの事業承継等に関する記述を確認させたところ，その内容は上記第3の2の諮問庁の説明のとおりであると認められ，諮問庁における上記(1)イ及びウの2度にわたる文書探索の方法及び範囲も特に不十分とはいえない。

以上を踏まえれば，本件対象文書は作成又は取得していない旨の上記第3の1の諮問庁の説明は不自然，不合理とまではいえず，他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから，特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした決定については，特許庁において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 佐藤郁美，委員 中川丈久